

法教育授業・教材

「正しい行動をする意志と勇気」

(4時間構成)

【 教 材 の 構 成 】

●教材の構成

1 指導計画等(指導担当者用, 授業の前にお読み下さい)

1-01 教材利用上の注意事項(検察官用)

1-02 指導計画(教員用)

2 教材(模擬裁判の台本・生徒用)

【第1時限】

2-1-01 ワークシート No.1

2-1-02 ワークシート No.1 の場面①～⑤

2-1-03 台本1(警察官と真田幸夫との対話)

【第2時限】

2-2-01 ワークシート No.2

2-2-02 台本2(警察官と真田幸夫の母との対話)

2-2-03 台本3(警察官と柴田さんとの対話)

2-2-04 台本4(警察官と武田はるきとの対話)

【第3時限】

2-3-01 ワークシート No.3

2-3-02 説明1(強盗致傷について)

2-3-03 説明2(少年事件と成人事件の裁判手続の違い)

【第4時限】

2-4-01 ワークシート No.4

2-4-02 犯罪白書リーフレット

3 参考資料

3-01 Q&A(教員用)

3-02 アンケート用紙(検察庁用)

●参考にした教科書

教育出版株式会社 「市民科」(第5, 6, 7学年用)

29 正しい行動をする意志と勇気

【 教材作成担当 】(※なお, 所属は平成24年3月30日現在)

【 監 修 】

最高検察庁 総務部長 検事	大 仲 土 和
最高検察庁 総務部 検事	水 野 美 鈴
法務省大臣官房司法法制部 司法法制課長	関 一 穂

【 教材作成担当（品川区教育委員会） 】

品川区立荏原第五中学校 教諭	加 藤 ユ 力
同 荏原平塚学園 教諭	味 村 和 哉
同 伊 藤 学 園 教諭	千 葉 裕一郎

【 教材作成担当（検察庁） 】

最高検察庁 総務部 企画調査課	太 村 和 美
	万 福 真知子
東京高等検察庁 総務部 検事	外ノ池 佳 子
東京地方検察庁 総務部 検事	深 山 美 弥
	中 村 美 幸

【 教材作成担当（法務省） 】

法務省大臣官房司法法制部 官房付 検事	丸 山 嘉 代
法 務 省 刑 事 局 総 務 課	平 林 敦 子

【 授業実施協力 】

品川区立荏原第五中学校	(羽鳥紀子校長)
同 荏原平塚学園	(小泉和博校長)
同 伊 藤 学 園	(青木哲男校長)
品 川 区 教 育 委 員 会	

法教育授業・教材

「正しい行動をする意志と勇気」

指導計画等 1-01~02

【 教材利用上の注意事項（検察官用） 】

1 本教材の目的等

本教材は、検察官、検察事務官が職業上の経験を生かし、下記（１）を目的として法教育授業を実施できるよう開発されたものである。

（１） 本教材の目的

本教材は、少年が犯罪や非行に走ることをなくし、正しい行動をする意志と勇気を養うことを目的としている。

本教材の作成過程では、学校の教員から「生徒は悪いことと知りながらも犯罪や非行に及ぶ場合が多く、単に、犯罪や非行が悪いことと教えるものや、犯罪や非行をすると処罰されると教えるものでは足りない」との意見が出された。他方、法的なものの考え方を身に付けるための法教育においては、「多様な立場が存在し得るという認識を持った上で、普遍的な価値が存在するという点について、認識を深めることが重要になる。」（法教育研究会報告書）とされている。こうした教員からの要請や法教育の趣旨を踏まえ、本教材では、少年が犯罪や非行に及ぶことにより、被害者や自分の家族等に様々な迷惑を掛けることを実感し、自らの行動を第三者的な視点から見るができるといった工夫を加え、生徒に複眼的思考力を身に付けさせるとともに、正しい行動をする意志と勇気を養うものとした。

（２） 検察官等による実施の意義

検察官、検察事務官は、刑事事件を取扱いを通じて、本教材の模擬取調と類似の取調べやその立会を行い、被疑者・被告人の心情を理解するとともに、被害者や被疑者・被告人の家族の心情を理解することを経験しているため、本教材による授業の実施に当たっては、職業上の体験を生かすことができる。また、犯罪・非行の予防は、刑事政策上の重要な課題であるところ、これらの予防に資する本教材の実施に検察官、検察事務官が関与することは、有意義である。

2 本教材の利用方法

本教材の利用方法は、【1-02】指導計画記載のとおりである。

本教材は、社会科公民的分野以外にも、道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間等において利用することができる。社会科公民的分野で利用する場合には、対象は中学3年生となるが、その他の時間で利用する場合には、対象学年は問わない。

また、本教材は、4時限で利用できるよう構成されているが、学校の要望に応じて短縮して利用することも可能である。さらに、検察官、検察事務官の判断又は学校の要望に応じて、本教材の内容を改変して実施することを妨げない。

犯罪防止に関する授業指導案（全4回の1回目）

	学習の流れ	教員の動き(★発問)	生徒の動き (予想される反応)	指導上の留意点 (◎)・資料
導入 8分	<p>1. 本単元のねらいを知る。 非行や犯罪に、関わらないための正しい判断力を身に付ける。 ～正しい行動をする意志と勇気～</p> <p>2. 青少年の非行や犯罪について考える。</p>	<p>★「犯罪はいけないことだとわかっているのに、どうして人は犯罪を起こしてしまうのか。みんなと同じ中学生の男の子が起こしてしまった事件を通して、人はなぜ非行や犯罪を起こしてしまうのか、そうならないためにはどうしたらいいのだろうかということを考えていきます。」</p> <p>★「事件が起こったら、どのような人が関わり、どんな流れですか。」 ・この4回分の授業の流れを説明する。</p> <p>★「最近のニュースで青少年の非行や犯罪には、どのようなものが多いのだろうか。」</p>	<p>→共犯者、被害者やその家族、犯人の家族、警察官など</p> <p>→万引き、窃盗、暴力など</p>	<p>◎4回分の授業の流れを、生徒の意見から拾い、説明する。</p> <p>・ワークシートNo.1を配布する。</p>

<p>展開 1 25 分</p>	<p>3. 事件について深く考える。</p> <p>(1) 事件の内容や少年について知り、それについて自分の意見を発表する。</p> <p>(2) ①事件が起きるまでの詳しい経過を知り、場面ごとの真田幸夫の気持ちを考える。</p> <p>(2) ②自分が犯行をやめることができたとしたら、どの場面か考える。</p>	<p>・「事件の内容」と「真田幸夫君の身上経歴」について、補足しながら説明する。</p> <p>★「この事件についてワークシートに書いてみよう。」</p> <p>・何人かの人に発表させる。</p> <p>★「それでは、実際に幸夫が事件を起こすまでの詳しい経過を見ていきます。1つ1つの場面で、幸夫がどんなことを考えていたのか、どんな気持ちだったかを想像して、ワークシートに書いてみよう。」</p> <p>・場面①～⑤のイラストを見せながら、場面を説明しながら、ワークシートに記入させる。</p> <p>★「被害者の柴田さんは、ハンドバックを奪われたあと、どうなったのか、ワークシートを読みます。」</p> <p>・生徒に読ませる。</p> <p>★「幸夫は大きな事件を起こしてしまいましたが、もし自分が幸夫の立場だったら、犯行を途中で止めることはできたのだろうか。自分がもし犯行を引き返すことができるとしたらどの場面でやめるか、その場面を1つ選び、理由も書こう。」</p> <p>・場面①～⑤までのどれを選んだのか挙手させ、理由も発表させる。(場面①～⑤まで繰り返す)</p>	<p>・ワークシートNo. 1. 1 (1) に記入する。</p> <p>→中学生がそんなことをするなんて信じられない。悪いことだと思う。など</p> <p>・場面①～⑤までのイラストを見ながら、幸夫の気持ちを考え、ワークシートNo. 1. 1 (2) ①～⑤に記入する。</p> <p>・ワークシートの場面⑤の後の状況を読み、全員で確認する。</p> <p>・ワークシートNo. 1. 1 (2) ②に記入する。</p> <p>→①万引きをしているので、つきあわないようにしていく。</p> <p>③先輩なので断れないけれど、ひったくる相手が見つからないので、やめる口実になる。など</p>	<p>資料1・資料2を黒板に掲示する。</p> <p>◎1～2分程度で記入させる。</p> <p>場面①～⑤イラストを黒板に掲示していく。(パワーポイントも可)</p> <p>◎生徒の思考が止まらないようにし、一読しての印象を記入させる。</p> <p>◎机間指導する。</p> <p>◎3～4分程度で十分に考えさせる。</p>
------------------------------	---	--	--	--

<p>展開 2 15 分</p>	<p>(3) 真田幸夫が犯行をとめることができなかつた原因を考える。</p> <p>(4) 幸夫が警察に事情を聞かれている会話を聞いて、再度原因を考える。</p>	<p>★「みんなが考えたように幸夫には犯行を引き返すチャンスがたくさんありました。それにもかかわらず、引き返すことができなかつたはどうしてなのだろう。その原因を考えてみよう。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因を発表させ、発表した意見を板書する。 <p>★「本当の原因はどうだったのか。これから逮捕された幸夫が警察で事情を聞かれている時の様子を再現します。その会話を聞いてさらに原因を考えてみよう。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真田幸夫役（先生）、警察官（生徒）で行う。 <p>★「最後に警察官が「今自分のしたことをどう思っている。」と聞きました。幸夫が今どう思っているかを自分で考え、台本の最後に書いてみましょう。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件を起こしてしまった原因をもう一度考え、発表させる。 ・生徒の意見を整理して、板書に付け加える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートNo.1 (3) に記入する。 →断わる勇気がなかつた、面白そうと思つた、お金が欲しかつた、面倒くさかつた、誘われたから。など <ul style="list-style-type: none"> ・台本の中の原因と思われることがらに、アンダーラインをひく。 <ul style="list-style-type: none"> ・台本1の一番下の空欄に記入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートNo.1 (4) に記入する。 →先輩が怖かつた、捕まらないと思つた。など 	<p>◎2～3分程度で考えさせる。</p> <p>◎台本1 幸夫用を配布する。</p> <p>◎台本の中で、原因と思われることがらにアンダーラインをひかせる。</p> <p>◎（時間があれば）幸夫の気持ちを発表させる。</p> <p>◎1～2分程度で考えさせる。</p>
<p>まとめ 3 分</p>	<p>4. 次回の授業の予告をする。</p>	<p>★「今日は、事件を起こしてしまった真田君の気持ちに迫ってみました。2時間目の授業は、事件に関わつた人たちの気持ちを考えていきます。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートNo.1を回収する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共犯者の武田君・真田君の母親・被害者の柴田さんについて、簡単に考える。 	<p>◎次の台本の役の6人を決めておくと良い。</p>

資料1：ワークシートの『事件の内容』を拡大し、掲示する。

資料2：ワークシートの『真田幸夫君の身上経歴』を拡大し、掲示する。

犯罪防止に関する授業指導案（全4回の2回目）

	学習の流れ	教員の動き(★発問)	生徒の動き (予想される反応)	指導上の留意点 (◎)・資料
導入 5分	1. 本単元のねらいを知る。	★「今回は犯罪を犯してしまった真田幸夫の気持ちに迫ってみました。今日は、真田幸夫の事件に関係が深い3人の人物、被害者の柴田さん、真田君の母親、共犯者の武田君の気持ちを考えていきます。」 ・資料3・4を掲示する。		・ワークシートNo.2を配布する。 ・資料3・資料4を掲示する。
展開 1 25分	2. 幸夫の母親の気持ちを考える。	★「まず、幸夫の母親が警察で話を聞かれている様子を見てみよう。警察官役の()君、幸夫の母役の()さん、お願いします。」 ★「幸夫の母親は、幸夫のしたことや幸夫について、どのように思っているかをワークシートに記入してみよう。」 ★「幸夫のお母さんの気持ちを発表してください。」 ・意見を何人かに発表させ、板書する。	・2人が前ででき、台本を元に、事情聴取を始める。 ・(終わったら)みんなので拍手する。 (2人は席に戻る) ・ワークシートNo.2. 1①に記入する。 →被害者の人に申し訳ないと思っている。 とても優しい子なので信じられない。など	◎役を演じる生徒は事前に決めておき、台本を渡しておく。 ・劇を演じた後に、台本2幸夫の母親用のプリントを配布する。 ◎2～3分程度で考えさせる。 ◎資料3の下に、板書していく。

<p>3. 被害者の柴田さんの気持ちを考える。</p>	<p>★「次に、被害者の柴田さんの気持ちを考えていきます。これから、柴田さんが警察署で被害の事情を聞かれている様子を再現します。柴田さんは被害にあって、今どんな気持ちか考えてみよう。では、警察官の役の（ ）君、柴田さん役の（ ）さん、お願いします。」</p> <p>★「では、柴田さんは幸夫のしたことや幸夫についてどのように思っているか、ワークシートに記入してみよう。」</p> <p>★「柴田さんの気持ちを発表してください。」</p> <p>・意見を何人かに発表させ、板書する。</p>	<p>・2人が前でできて、台本を元に、事情聴取を始める。</p> <p>・（終わったら）みんなで拍手する。（2人は席に戻る）</p> <p>・ワークシートNo. 2. 1②に記入する。</p> <p>→ひどいことをしてくれた。 犯人たちが憎い。 もう、二度とこんなことはして欲しくない。 外を歩くのが怖い。など</p>	<p>◎役を演じる生徒は事前に決めておき、台本を渡しておく。</p> <p>・劇を演じた後に、台本3の被害者用のプリントを配布する。</p> <p>◎被害者の精神的な苦しみについても、触れて話をする。</p> <p>◎2～3分程度で考えさせる。</p> <p>◎資料4の下に、板書していく。</p>
<p>4. 共犯者の武田君の気持ちを考える。</p>	<p>★「最後は、共犯者の武田君が警察で事情聴取をされている場面を見えます。警察官役（ ）さん、武田君役（ ）君、お願いします。」</p> <p>★「武田君は幸夫のことをどのように思っているのか、ワークシートに記入してみよう。」</p> <p>★「共犯者の武田君の気持ちを発表してください。」</p> <p>・何人かに意見を発表させ、板書する。</p>	<p>・2人が前でできて、台本を元に、事情聴取を始める。</p> <p>・（終わったら）みんなで拍手する。（2人は席に戻る）</p> <p>・ワークシートNo. 2③に記入する。</p> <p>→後輩なので、自分の言うことを聞くやつ。 ひたたくりにさそってすまないと思っている。など</p>	<p>◎役を演じる生徒は事前に決めておき、台本を渡しておく。</p> <p>・劇を演じた後に、台本4の共犯者の武田君のプリントを配布する。</p> <p>◎2～3分程度で考えさせる。</p> <p>◎資料5の下に、板書していく。</p>

<p>展開 2 15 分</p>	<p>5. 3人の気持ちを聞いた幸夫の気持ちを考える。 (班で意見交換をする)</p>	<p>★「3人の気持ちに対して、幸夫はどう思うのだろうか。その時の幸夫の気持ちを班で考えてワークシートの④・⑤に書こう。一人一人で考え、班の中で発表し、話し合いました。」 ・班長に④・⑤発表させ、板書する。</p> <p>★「幸夫は事件を起こしてしまったけれど、事件を起こす前に、この2人の気持ちを知っていたら、こんな事件を起こしていただろうか。」 ・時間があれば、発表させる。</p>	<p>・ワークシートNo. 2. 1 ④・⑤に記入する。</p> <p>・生徒は考えるだけで、記入はしない。</p>	<p>◎資料6の下に、板書していく。 ◎班で8分程度話し合い、しっかりと考えさせる。</p>
<p>まとめ 5 分</p>	<p>6. 次回の授業の予告をする。</p>	<p>★「幸夫は事件を起こして、警察に捕まりましたが、これから先どうなるのだろうか。」 ・何人かに発表させる。</p> <p>★「次回は、犯罪を起こして警察に捕まって、その後どうなるのかを学習していきます。最後に、3人の話を聞いて、自分はどう思ったか。犯罪を起こすことについてどう思ったか、記入してみよう。」 ・ワークシートNo.2を回収する。</p>	<p>・生徒は考えるだけで、記入はしない。 →刑務所に入る。 裁判される。など</p> <p>・ワークシートNo. 2. 2に記入する。</p>	<p>◎家庭裁判所で、審判がくだされることも触れておくとよい。</p> <p>◎2～3分程度で考えさせる。</p>

資料3：『幸夫のお母さんの心情』をカードにし、掲示する。

資料4：『柴田さんの心情』をカードにし、掲示する。

資料5：『武田さんの心情』をカードにし、掲示する。

資料6：『真田幸夫の心情』をカードにし、掲示する。

犯罪防止に関する授業指導案（全4回の3回目）

	学習の流れ	教員の動き(★発問)	生徒の動き (予想される反応)	指導上の留意点 (◎)・資料
導入 11分	1. 前回までの復習をする。 少年審判の流れを知る。	<p>★「真田幸夫は、警察に逮捕された後、どうなるのだろうか。」</p> <p>★「刑務所は何をすところか。」</p> <p>★「幸夫のようにバイクを使い、ひったくりをして人にけがをさせた。幸夫君はどんな罪にあたると思いますか。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何人かの生徒に聞いてみる。 ・強盗致傷罪とワークシートに書かせ、説明する。 <p>(強盗致傷の説明プリント①を読み、口頭で説明をする)</p> <p>★「刑法では、強盗致傷罪はどのくらいの罰になるかを予想しよう。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何人かに発表させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・強盗致傷罪は刑法240条で「無期懲役」又は「懲役6年以上」に罰せられると決められていることを板書し、ワークシートに記入させる。 <p>(強盗致傷の説明プリント①を読み、口頭で説明する。)</p>	<p>→刑務所に入る。</p> <p>裁判される。など</p> <p>→更生する場所。反省する場所。など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートNo. 3. 1の「<u>強盗致傷罪</u>」とワークシートに記入する。 <p>→窃盗。わからない。強盗。など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートNo. 3. 1の「<u>無期懲役</u>」と「<u>懲役6年以上</u>」とワークシートに記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートNo. 3を配布する。 ・資料1・2を掲示する。 ・資料7を掲示する。 <p>◎「無期懲役」又は「懲役6年以上」は、板書すると良い。</p>
展開 15分	2. 保護処分を考えるときの情報を整理する。	<p>★「逮捕されてからの流れを見てください。今回の事件は、家庭裁判所で少年審判の処分を決めます。どんな審判がくだりますか。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逮捕されてからの流れや少年院送致と保護観察処分の違いについて、<u>説明プリント②</u>を読み、説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートNo. 3. 1の①保護観察処分と、②少年院送致を読む。 	◎資料8・資料9・資料10を掲示する。

		<p>★「これから家庭裁判所の裁判官の立場になって、裁判官としての幸夫の処分を考えていきます。</p> <p>保護処分を考えるポイントは、『幸夫が社会の中で立ち直れるか、社会の中では立ち直りが難しいか』ということを考えて、処分を決めます。」</p> <p>★社会の中で立ち直れると思えば、『保護観察処分』になり、難しいならば『少年院送致』となります。</p> <p>また、幸夫に関する様々な事情を考慮して決めていきます。そのために幸夫に関する次の事情を、今までの授業（台本）をもとにして挙げていきましょう。</p> <p>この項目①～⑤は、実際に裁判官の人たちが考えるポイントです。」</p> <p>・ワークシートNo. 3. 2 (1) ①～⑤までの事情を、今までの授業や台本を見て挙げさせ、板書していく。</p>	<p>・ワークシートNo. 3. 2の保護観察処分を考えるポイントを読む。</p> <p>・ワークシートNo. 3. 2 (1) ①～⑤を台本から読み取り、記入する。</p>	<p>・資料11を掲示する。</p> <p>・資料9・10を掲示する。</p> <p>◎4～5分程度、十分考えさせて、記入させる。</p>
展開 20分	<p>3. 幸夫の処分を考える。</p> <p>(1) 事情を合わせてみて、幸夫の審判と理由を自分で考える。</p> <p>(2) 班で話し合い処分を決める。</p>	<p>★「様々な事情を考慮して、裁判官の立場で幸夫の保護処分を考え、判断した理由もワークシートNo. 3. 2 (2) に記入しよう。」</p> <p>・少年院と保護観察について<u>説明プリント②</u>を読み、説明する。)</p> <p>★「自分の意見を班で発表し、班として幸夫の処分を決めて、ワークシートにまとめよう。」</p> <p>・班の中で一人ずつ発表させる。</p> <p>・班で話し合い、1つの意見にまとめ、「判決文」にまとめさせる。</p> <p>・班ごとに前にでてきて、班長に判決文を発表させる。</p> <p>・班ごとの判決結果を板書する。</p>	<p>・ワークシートNo. 3. 2 (2) を考えて、記入する。</p> <p>・保護観察・少年院に賛成の意見をそれぞれ発表し、記入する。</p> <p>・班長は、班でまとめた判決文を発表する。</p>	<p>◎机間指導をして、アドバイスをする。</p> <p>◎4～5分程度で記入させる。</p> <p>◎机間指導をしてアドバイスをする。</p> <p>◎班での話し合いの時間は、10～13分程度が良い。</p> <p>◎班長だけが、判決文を記入することがないように、指導する。</p>

ま と め 4 分	4. 次回の授業の予告をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートNo.3. 4を記入させる。 <p>★「少年が犯罪を起こしてしまったら、「少年審判」という手続きで処分を決めていくことについて理解を深めることができましたと思います。</p> <p>次回は、この授業を振り返って、犯罪を起こさないためには、どうすればいいのだろうかということについて、もう一度考えてみます。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートNo.3を回収する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートNo.3. 4に記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートNo.3. 4を記入する。 <p>◎2～3分程度で記入させる。</p>
---------------------------	-----------------	--	--	--

資料7：『強盗致傷罪』をカードにし、掲示する。

資料8：『家庭裁判所』を強調するために、カードにし、掲示する。

資料9：『少年院送致』をカードにし、掲示する。

資料10：『保護観察処分』をカードにし、掲示する。

資料11：ワークシートの『保護観察処分かを考えるポイント』を拡大し、掲示する。

説明プリント①：強盗致傷についての説明が入っている教員用のプリントです。

説明プリント②：少年院と保護観察処分についての説明が入っている教員用のプリントです。

犯罪防止に関する授業指導案（全4回の4回目）

	学習の流れ	教員の動き(★発問)	生徒の動き (予想される反応)	指導上の留意点 (◎)・資料
導入 8分	1. 今までの学習を振り返る。	<p>★「1時間目は事件を起こした真田幸夫の気持ちを考え、犯罪を起こしてしまった原因を追求してきました。</p> <p>2時間目は、幸夫の事件に関わる3人の人物の気持ちを考えました。</p> <p>3時間目は、犯罪を起こしてしまったらどうなるのか、裁判について学びました。今日は、今までの授業を振り返って、もう一度、真田幸夫がなぜ事件を起こしてしまったのか、幸夫のどこに問題があったのか、どうしたら幸夫は犯行を踏みとどまることができたのかを考えてみよう。」</p> <p>・ワークシートNo.4. 1の問題点と改善策を記入させ、発表させる。</p>	<p>・ワークシートNo.4. 1の問題点と改善策を記入し、発表する。</p> <p>改善点 →友人関係：悪いことをする人とは関わらない。 自分自身の心の弱さ：人に流されない強い心を持つ。など 家族関係：普段から親の注意を聞く。など</p>	<p>・ワークシートNo.4を配布する。</p> <p>・資料1・2を掲示する。</p> <p>◎3～4分程度で記入させる。</p>
展開 10分	2. 非行や犯罪の現状を知る。	<p>★青少年の非行や犯罪の発生件数で上位第3位までを簡単に説明する。</p> <p>・ワークシートNo.4. 2を読む。</p> <p>★「実際に非行や犯罪に走ってしまった人に、自分のどこに原因や問題があったかを聞いてみたところ7つの項目が挙げられました。(①～⑦を読み上げる)一番多い理由はどれだと思いますか。○をつけて見てください。」</p> <p>・ワークシートNo.4. 2の項目に○をつけさせる。</p> <p>・①～⑦の項目で挙手をさせ、正解は④・⑤であることを伝える。</p>	<p>・ワークシートNo.4. 2の項目に○をつける。</p>	<p>◎喫煙や飲酒は、補導されることを伝える。</p> <p>・資料12を掲示する。</p> <p>・解答を説明する時に、資料13を掲示する。</p>

		<p>★「⑤の項目をもっと詳しく聞いてみたら、『規則や注意を軽く考えていた。』『他人の迷惑や気持ちに関心がなかった』というものでした。」</p> <p>・ワークシートNo. 4. 2に記入させる。</p>	<p>・ワークシートNo. 4. 2に記入する。 (『規則や注意を軽く考えていた。』と『他人の迷惑や気持ちに関心がなかった』)</p>	<p>◎今回の事件と結びつけ、親や被害者のことを考えていなかったり、規則や注意を甘く考えていたりしていた場面を振り返り、指導するとよい。</p>
展開 2 17 分	<p>3. 身近なルールについて考え、自分の行動を振り返る。</p>	<p>★「君達は学校での校則、家でのルール、社会のルールの中で生活をしています。今までに自分がルールを破ってしまったことはありますか。また、それはどんなことですか。」</p> <p>・ワークシートNo. 4. 3を記入させ、発表させる。</p> <p>★「そのルールを破ってしまった理由を考えてみよう。」</p> <p>・ワークシートNo. 4. 4を記入させ、発表させる。</p>	<p>・ワークシートNo. 4. 3を記入する。</p> <p>・ワークシートNo. 4. 4を記入する。</p>	<p>◎4～5分程度で記入させる。</p> <p>◎幸夫君の事件と結びつけて、簡単にルールを破ったことが大きなことにつながることを指導する。</p> <p>◎3～4分程度で記入させる。</p>
まとめ 15 分	<p>4. まとめ</p>	<p>検事の話聞く(約10分)</p> <p>*検事と事前に話してほしい内容などを打ち合わせしておくとうい。</p> <p>*検事への質疑応答の時間があると、生徒は盛り上がる。</p> <p>★「非行や犯罪に関わらないためには、普段の生活でどのようなことを心がければいいのだろうか。」</p> <p>・ワークシートNo. 4. 5に記入させる。</p>	<p>・ワークシートNo. 4. 5を記入する。</p>	<p>◎正義について、先の考えることについて、周りに流されないことについて、教師がまとめをする。</p> <p>◎3～4分程度で記入させる。</p>

資料12：『④自分の性格』と『⑤ルールを気持ちや人との関わり方』をカードにし、掲示する。

資料13：法務省のサイト (<http://www.moj.go.jp/content/000082619.pdf>) より、少年院に入った少年の非行・犯罪を起こした理由のアンケート結果を拡大し、掲示する。

法教育授業・教材

「正しい行動をする意志と勇気」

教 材

2-1-01~4-02

○年○科：非行や犯罪の防止

「正しい行動をする意志と勇気」ワークシートNo.1

年 組 番 名 前

次の事件について考えよう。

〔事件の内容〕

真田幸夫（15歳）が2歳年上の先輩武田はるきとバイクに2人乗りをし、歩いていた柴田政子さん（70歳）のハンドバッグを手でつかみ引っ張り転倒させ、現金4万円入りのハンドバッグを奪った上、柴田さんに入院1ヶ月のケガを負わせた。

《真田幸夫の身上経歴等》

- 都内中学生15歳
- 両親・弟・妹と同居
- 父親は失業中で、就職活動をしている

(1) この事件の内容を聞いて、事件や事件を起こした少年についてどのように思いますか。

(2) 事件が起こるまでの様々な場面で、事件を起こした幸夫がどのような気持ちだったのかを考えよう。また、幸夫はどうしてこのような事件を起こしてしまったのかを考えていこう。

① 次の場面での幸夫の気持ちを想像してみよう。(どんな気持ちか?)

場面① 幸夫と武田は小さい頃から仲が良かった。幸夫が中学生になってからは、武田が無免許運転をするバイクの後ろに乗ったり、一緒に万引きをしたことがある。

Q 1 万引きなどをしながら武田との付き合いを続けていることについて、どう思っていたか?

場面② 幸夫は、武田からバイクを使って引ったくりをやろうと誘われた。武田は「運転はオレがする。幸夫は引ったくる役。絶対に捕まらない。引ったくるのは簡単。お金が手に入るし、スリルがあって面白い。」と誘う。

Q 2 武田に誘われたときにどう思ったか?

場面③ 2人は、お年寄りをねらいバッグを奪うことを決め、人通りの少ない路地をバイクで走るが、一人歩きのお年寄りがなかなか見つからない。

Q 3 お年寄りを探しているときにどのように思っていたか?

場面④ 午後6時ごろ、狭い路地で、左手にハンドバッグ、右手に食料品が入ったスーパーの袋を持ち、路地の右側を歩く被害者のお年寄り・柴田さんを発見する。武田が柴田さんの後ろからバイクで近づき、柴田さんの左に並んだ時点で減速した。

Q 4 柴田さんにバイクで近づいていった時の気持ちはどうだったのか?

場面⑤ バイクが柴田さんの横に並んだとき、幸夫は柴田さんのハンドバッグに手を伸ばし、取っ手を強く引いた。柴田さんはハンドバッグの取っ手をつかんで引っ張り返し、ハンドバッグを取られまいと抵抗した。幸夫はハンドバッグをさらに強く引き、同時に武田がバイクを加速した。

柴田さんは転倒し、ハンドバッグを手放した。幸夫は、そのままハンドバッグを引ったくりバイクで逃走した。

Q 5 ハンドバッグをひったくって、柴田さんが転倒し、ハンドバッグを奪い逃走した時、どのように思っていたか？

2人は逃走後、コンビニエンスストアの駐車場でハンドバッグの中身を確認し、現金以外はゴミ箱に捨てた。現金2万円ずつを分けた。

被害者の柴田さんは倒れたとき、左の太ももを強く打って起き上がれず、通行人が警察と救急車を呼び病院に運ばれる。柴田さんは左太もも骨折という入院1ヶ月の大ケガをしたほか、顔や手足にも地面にぶついたり、こすったりして怪我をした。

②もし、幸夫の立場になった時に、自分だったらどの場面で犯行を引き返すことができたと思いますか。自分が引き返すことができる場面はどこか。また、その理由も書こう。

場 面	理 由

(3) 幸夫はなぜ引き返すことができなかったのか、犯行をやめることができなかったのかその理由を考えよう。

(4) 逮捕された幸夫の話(台本)を聞いて、犯行をやめることができなかった理由をもう一度考えてみよう。

場面①

真田幸夫(15歳)と武田はるき(17歳)は小さい頃から仲が良かった。

幸夫が中学生になってからは、武田が無免許運転をするバイクの後ろに乗ったり、一緒に万引きをしたことがある。



真田幸夫(15歳)



武田はるき(17歳)

場面②

平成23年4月5日。
幸夫は、武田からバイクを使って引ったくりをやるかと誘われた。



幸夫

運転はオレがする。
幸夫は引ったくる役。
絶対に捕まらないよ！



武田

引ったくるのは簡単だよ。
金が手に入るし、スリル
があって面白いぜ！



場面③

2人は、お年寄りをねらいバッグを奪うことを決め、人通りの少ない路地をバイクで走るが、一人歩きのお年寄りがなかなか見つからない...

なかなかいないな...

幸夫 武田

場面④

午後6時ころ。
狭い路地で、左手にハンドバッグ、右手に食品が入ったスーパーの袋を持ち、路地の右側を歩くおばあさん(被害者の柴田さん)を発見

武田が柴田さんの後ろからバイクで近づき、柴田さんの左に並んだ時点で減速した。

このおばあさんを狙おう！

場面⑤

バイクが柴田さんの横に並んだとき、幸夫は柴田さんのハンドバッグに手を伸ばし、取っ手を強く引いた。柴田さんは、ハンドバッグの取っ手をつかんで引っ張り返し、ハンドバッグを取られまいと抵抗した。

幸夫はハンドバッグをさらに強く引き、同時に武田がバイクを加速した。柴田さんは転倒し、ハンドバッグを手放した。幸夫はそのままハンドバッグを引ったくりバイクで逃走した。

【 台本 1 】
(警察官と真田幸夫との対話)

真田幸夫 () 警察官 ()

真田幸夫君が警察署で事情を聞かれています。

警察官 どうしてひったくりをしたの。
真田君 先輩の武田君に誘われたから。
警察官 ひったくりは良いこと、悪いこと？
真田君 悪いこと。
警察官 悪いことなのに、どうして武田君の誘いに乗ったの。
真田君 断れなかった。
警察官 どうして断れなかったの。
真田君 武田君は2つ上だし、怒ると怖いから。
警察官 途中でやめようと思わなかった？
真田君 思った。
警察官 いつやめようと思った？
真田君 柴田さんのハンドバッグを引っ張ったら、引っ張り返してきたとき。
警察官 なんでやめなかったの？
真田君 別のひったくりの相手を探すのが面倒だったから。
警察官 柴田さんのハンドバッグを引っ張ったら、柴田さんはどうなった？
真田君 転んだ。
警察官 それを見てどう思った？
真田君 やべえと思った。
警察官 何がやばいの？
真田君 ケガしたかもしんない。
警察官 実際に左の太ももの骨を折って、今でも足を引きずっているよ。これから先も治るかどうか分からないんだって。
真田君
警察官 お金はいくら取ったの？
真田君 4万円。オレは2万円もらった。
警察官 2万円は何に使ったの？
真田君 ゲーセン行ったり、ゲームソフト買ったり、カラオケ行ったり、武田君とファミレス行ったり…なんか、気がついたら無くなっちゃった。
警察官 幸夫君にもおばあちゃんがいるよね。
真田君 うん。
警察官 おばあちゃんが同じ目にあったら、どういう気持ちになるかな。
真田君許せねえ。

警察官
真田君
警察官
真田君
警察官
真田君
警察官
真田君
警察官
真田君
警察官
真田君
警察官
真田君
警察官
真田君
警察官
真田君

その日の夜、テレビのニュースで事件が流れたのを見てどう思った。

ドキドキした。

どうして？

捕まるんじゃないかと思って。

それまで捕まることは考えてなかったの？

武田君は、「捕まらない。」って言ってた。

君はどう考えていたの？

・・・分からない。

武田君が捕まったよね。捕まったとき、どう思った？

自分も捕まると思った。

これから武田君とは、どう付き合っていくつもりなの。

急に会わないのは無理かもしれないけど、なるべく会わないようにする。

また武田君に悪いことに誘われたら、どうするの？

断ります。

今まで一度も断らなかったんだよね。大丈夫なの？

・・・断ります。

今は自分のしたことをどう思ってる？

「

~~~~~

↑記入してみよう

○年○○科：非行や犯罪の防止

## 「正しい行動をする意志と勇気」ワークシートNo.2

年 組 番 名前

1. 3つの立場の人の話を聞いて、それぞれが幸夫に対してどのように思っているか、また、お母さんや被害者の話を聞いたとしたら幸夫はどのように思うかを考えよう。

①お母さんは、幸夫のしたことをどのように思っているでしょうか。

④幸夫はお母さんの話を聞いたとしたらどう思うのでしょうか。



②柴田さんは、幸夫のしたことをどのように思っているでしょうか。

⑤幸夫は、柴田さんの話を聞いたとしたらどう思うのでしょうか。



③武田は、幸夫のことをどのように思っているでしょうか。

2. この事件に関わる様々な人たちの話を聞いて、あなたは犯罪を起こすことについてどのように思いましたか。

真田幸夫は逮捕されて、この後どうなるのか……！！

【 台本 2 】  
(警察官と真田幸夫の母との対話)

幸夫の母親 ( ) 警察官 ( )  
真田幸夫のお母さんが警察署にやってきました。

お母さん このたびは大変ご迷惑をお掛けしました。本当に申し訳ございません。  
警察官 普段の幸夫君は、どのようなお子さんですか。  
お母さん 言葉遣いは乱暴だけど、根は優しい子なんです。弟と妹の面倒も良く見て  
ました。  
警察官 そんな幸夫君が、どうしてひったくりをしてしまったんでしょうね。  
お母さん 武田君と付き合ううちに、何だか悪いことを覚えたみたいで…。  
警察官 武田君のことは知っていましたか。  
お母さん ええ。武田君も昔は普通の子だったんだけど、中学に入ってからだんだん  
悪くなって…。  
警察官 では、武田君が原因ですか。  
お母さん ……幸夫自身にも、私達親にも、問題があったのだと思います。  
警察官 武田君と付き合うのを注意したことはありますか。  
お母さん 夜遅く遊びに行こうとするので注意すると「武田君のところへ行くんだ  
よ！」と怒鳴って出て行ったりね。  
警察官 普段は幸夫君と話はしていたんですか。  
お母さん たまに話しかけていましたが、幸夫はほとんど返事をしないんです。  
警察官 たまにしか話さなかったんですか。  
お母さん 私は、外に出て働いているので、日中は家にいませんし、家に帰った後も、  
まだ幸夫の弟と妹が小さいもので、その世話をしているとあっという間に  
夜になってしまっって。  
警察官 幸夫君は、ちゃんと学校には行っていたんですか。  
お母さん はい、行っていました。  
警察官 遅刻はありましたか。  
お母さん 夜遊びした翌日は寝坊して、月2、3回は遅刻していました。  
警察官 幸夫君は、中学校を卒業したらどうするつもりだったんですか。  
お母さん 近くの〇〇高校に行きたいと言っていました。  
警察官 推薦はもらっていたんですか。  
お母さん はい。学校の成績もそんなに悪くないし、友達とのトラブルもなかったの  
で、推薦がもらっていました。  
警察官 事件の後、推薦の話はどうなりましたか。  
お母さん 取消になると先生から言われました。  
警察官 怪我をした柴田さんには会いましたか。



お母さん           はい、昨日お見舞いに行きました。

警察官             どんな様子でしたか。

お母さん           左足をひきずって、ずいぶんと不自由な様子でした。本当にとんでもないことをしてしまって……。

警察官             被害の弁償については、どうされるのですか。

お母さん           幸夫が柴田さんから取ったお金と、ケガの治療費と慰謝料を全部、私が責任をもって、お支払いします。

警察官             支払いの見通しは立っていますか。

お母さん           いいえ。夫は失業中だし、私のパートの給料で家族5人が生活しているの  
で、すぐには払えないんです。

警察官             これから幸夫君をどのように育てていきますか。

お母さん           今までの私達の教育が悪かったと思い、責任を感じています。これからは、  
幸夫のことをもっと気にかけて、夫婦2人でしっかりと見守っていこうと思  
っています。

警察官             最後に聞きますが、幸夫君にはどのような大人になって欲しいですか。

お母さん           まわりの人に迷惑をかけないで生きて行って欲しいです。悪いことは悪い  
とちゃんと気付いて欲しいし、仲間に悪いことをしようと誘われても、やめ  
ようと言える強い心をもった人になって欲しいと思っています。

## 【 台本 3 】

## (警察官と柴田政子さんの対話)

柴田さん ( ) 警察官 ( )

ケガで病院に1か月入院していた柴田政子さんが、警察署に来ました。

|      |                                                        |
|------|--------------------------------------------------------|
| 警察官  | 柴田さん、このたびは大変でしたね。どれくらい入院されましたか。                        |
| 柴田さん | 1か月入院しました。先週ようやく退院できました。                               |
| 警察官  | ケガの具合はいかがですか。                                          |
| 柴田さん | まだ、左足がうまく動かないんです。                                      |
| 警察官  | 動くようになりそうですか。                                          |
| 柴田さん | この先も、完全には治らないかもしれないです。                                 |
| 警察官  | 歩くのも大変そうですね。                                           |
| 柴田さん | そうなんです。                                                |
| 警察官  | 外出はしていますか。                                             |
| 柴田さん | 足も痛いし、ひたたくりにあってから外に出るのが怖いので、あまり外に出なくなりました。             |
| 警察官  | 今日、警察に来るのは大丈夫でしたか。                                     |
| 柴田さん | ええ、ここへ来る途中、後ろからバイクの音がただけで、心臓がドキドキしましたよ。                |
| 警察官  | 夜は眠れますか。                                               |
| 柴田さん | あんまり眠れないですねえ。入院している間も、バイクに追っかけられる夢をみて何回も飛び起きたこともありました。 |
| 警察官  | 取られたお金はいくらでしたか。                                        |
| 柴田さん | 4万円です。                                                 |
| 警察官  | 4万円は何に使うつもりだったんですか。                                    |
| 柴田さん | 生活費や病院代や、それに孫の好きなものを買うつもりでした。                          |
| 警察官  | 取られたお金は、返ってきていないんですか。                                  |
| 柴田さん | はい。ひたたくりをした真田君、武田君が全部使っちゃったらしいの。                       |
| 警察官  | 真田君や武田君の家族からの弁償はないんですか。                                |
| 柴田さん | 真田君のお母さんが払ってくれるそうです。                                   |
| 警察官  | いつ払ってもらえそうですか。                                         |
| 柴田さん | お父さんが失業中で、お母さんも一人で働いてるから、まだ時間がかかるみたいです。                |
| 警察官  | 入院代はいくらでしたか。                                           |
| 柴田さん | 25万円でした。                                               |
| 警察官  | 25万円もどうやって払ったのですか。                                     |

柴田さん

自分の貯金を全部下ろしました。でもまだ足りなくて、残りは娘が出してくれました。

## 【 台本 4 】

### (警察官と武田はるきの対話)

武田はるき ( ) 警察官 ( )  
武田君が警察署で事情を聞かれています。

警察官 真田君とはずいぶんと仲が良かったみたいだね。  
武田君 はい。幸夫は、地元の2つ下なんです。  
警察官 学年は違うんだね。  
武田君 はい。でも、小学校や中学校の帰りによく二人で遊んでた。  
警察官 どんなことして遊んでたの。  
武田君 中学になってからは、俺の家でゲームしてるが多かったなあ。  
警察官 万引きしていたということだけど。  
武田君 やってたよ。  
警察官 なんで万引きをするようになったの。  
武田君 二人であのゲームがやりたいってなって、ソフトを万引きしてた。  
警察官 万引きするのは悪いことだと思わなかった？  
武田君 そりゃあ悪いことだけど、地元の先輩も「よく万引きした。」なんて言ってたしね。うちのの中ではフツーだった。  
警察官 捕まったらどうしようとは考えないの。  
武田君 最初は正直スゲーときどきした。仲間で捕まったやつもいたしね。  
警察官 じゃあ、なんで万引きをやめなかったの。  
武田君 俺はつかまらなかつたし、そのうち万引きしてもドキドキしなくなつて、逆に金を払って物を買うのがバカバカしくなつてきた。  
警察官 ひったくりをやるようになったのは、どうして。  
武田君 金が欲しかった。万引きしても金にはならないから…。地元の先輩でひったくりやった人がいて、何万円も稼いでた。うらやましかつたし。  
警察官 何でお金が欲しかったの。  
武田君 だって、金があれば何でも買えるじゃん。彼女とも遊びに行けるし。  
警察官 今回は、何で真田君をひったくりに誘つたの。  
武田君 バイクでのひったくりは二人でないとできないから。あいつは、俺の言うことには逆らわないしね。  
警察官 被害者の柴田さんがどうなったか知ってる。  
武田君 知らない。  
警察官 1か月入院して、まだ足を引きずってるんだって。  
武田君 ……。  
警察官 君たちが取つたお金を何に使うつもりだったか知ってる。

武田君  
警察官  
武田君  
警察官  
武田君  
警察官  
武田君  
  
警察官  
武田君  
警察官  
武田君  
警察官  
武田君

知らない。  
孫に何か買ってあげるつもりだったんだって。  
……。  
今話を聞いてどう思った？  
そんなふうになると思わなかった。  
そんなふうってどういうこと？  
柴田さんが大変なことになっちゃったし、オレも捕まってこの先どうしたらいいのか分かんないし、幸夫も巻き込んだし……。  
ひったくりをしたことについて、今はどう思ってる？  
大変なことをしたと思う。  
真田君をひったくり誘ったことは、今はどう思ってる？  
悪かったと思っています。  
これから真田君とは、どうやって付き合っていこうと思っているの。  
これからは、もう悪いことには誘わないようにします。

○年○科：非行や犯罪の防止

# 「正しい行動をする意志と勇気」ワークシートNo.3

## 『強盗致傷事件に対する「少年審判」を考える』

### 年 組 番 名 前

1. 犯罪を起こしてしまった真田幸夫は、今後どのようになるのだろうか。

真田幸夫が起こしてしまった犯罪＝ ( )

【刑法第240条】

強盗が、人を負傷させたときは ( ) 又は ( ) 以上の懲役に処する。

家庭裁判所で『少年審判』→結論①保護観察処分  
②少年院送致

①保護観察処分とは…

社会の中で、専門家(保護観察官や保護司)から、立ち直るための指導を受ける。普通に生活できるが、決められた約束事を守ることが必要。

②少年院送致とは…

少年院の中で、立ち直るための教育を受ける。

2. 真田幸夫に対して、自分が裁判官として保護処分を考えるとしたら、どちらの処分にしたらよいと思いますか。その理由も考えましょう。

＜真田幸夫に対する保護処分を考えるポイント＞

保護観察とするか、少年院送致とするかを決めるに当たっては、本人が実社会の中で立ち直れるのか、それとも、実社会の中での立ち直りが難しいのかがポイントになります。

(1) まず、以下の内容を参考にして、幸夫に関する事情をできるだけ多く挙げてみましょう。

(4枚の台本をもう一度よく読むこと)

①事件を起こすまでに、どのような家庭生活や学校生活を送っていたのか。また、友人関係はどのようなものであったか。

②今回の事件を起こした理由やいきさつは、どのようなものだったか。

③今回の事件の被害の大きさは、どうだったか。

[ケガの程度]

[精神的なこと]

[被害金額]

④今回の事件について、どのくらい反省しているか。

⑤今後、真田幸夫を指導監督できる人が周りにいるか。

(2) すべての事情を合わせてみて、真田幸夫を少年院送致にすべきか、保護観察処分にすべきかを考えてみましょう。

| 結論 (どちらかに丸を付けましょう)                    |                                 |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| <b>保護観察処分</b><br>(社会の中で生活しながら、立ち直らせる) | <b>少年院送致</b><br>(少年院に入れて立ち直らせる) |
| 判断した理由                                |                                 |
|                                       |                                 |

3. 班で話し合い、班の意見をまとめよう (班長中心に、みんなで話し合うこと)。

| 保護観察処分に賛成の意見 | 少年院送致に賛成の意見 |
|--------------|-------------|
|              |             |



|                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>私たちの班は、少年：真田幸夫を〔 保護観察処分・少年院送致 〕にしたいと考えます。</p> <p>なぜなら、</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4. 授業を振り返って感想・意見を書きましょう。(時間が余ったら、記入しよう)

## 【 説明1 】

### (強盗致傷について)

バイクを使ったひったくりをして人にけがをさせたら、何罪にあたるでしょうか？

他人の物を盗んだり、勝手に取っていくのを「窃盗」と言います。

「窃盗」の場合は、物を取るのに、暴力などは使いません。

「強盗」の場合は、暴力や脅迫を手段として使います。たとえば、ナイフを突きつけたり、「殺すぞ。」と脅し、相手が抵抗できない状態にして、無理やりに奪うことを「強盗」と言います。

武田と幸夫は、柴田さんの後ろからバイクで近づき、バッグを引っ張って取りました。バイクに乗っている幸夫は、速いスピードで近づき、強い力で引っ張り、素早く逃げたので、柴田さんは抵抗することができませんでした。ですから、これも、抵抗できない相手から無理やりに物を奪ったと言えます。したがって、「強盗」にあたります。

このように「強盗」をして、被害者にケガをさせた場合、「強盗致傷」という罪になります。

「強盗致傷」は、刑法240条で「無期懲役」又は「懲役6年以上」の刑で処罰できると決められています。

「窃盗」の場合、一番重く処罰されるのは、懲役10年です。人にケガをさせなかった「強盗」の場合、一番重く処罰される場合、懲役20年です。しかし、「強盗致傷」の場合、一番重く処罰されるのは「無期懲役」なので、とても重い罪だということが分かります。



## 【 説明 2 】

### (少年事件と成人事件の裁判手続の違い)

#### 1 少年事件と成人事件の裁判手続の違い

20歳未満の少年が犯罪をした場合の裁判手続は、成人の場合とは異なります。

成人の場合の裁判は、ある犯罪をした人に対して、どのような刑罰を与えるのがふさわしいかを定める手続ですが、少年の場合には、成人と比べて、教育によって立ち直る可能性が大きいと考えられているので、罰を与えることよりも更生のための教育を優先した手続が定められています。

少年であっても、事件の重大性などを考えて、成人と同じように刑罰を受けさせることが必要だと判断された場合には、成人とほぼ同じ裁判手続によって刑罰が科されることがありますが、今回の幸夫の事件は、少年の手続で処分が決められるものとして考えてみましょう。

#### 2 少年事件の手続

少年事件の審判は、家庭裁判所で開かれます。

少年本人と保護者が家庭裁判所に行き、審判に出席します。審判では、裁判官などから、少年に対して、事件のこと、家族や学校のこと、今の気持ちなどについて質問されます。

裁判官は、警察や検察庁の捜査で集められた証拠や、少年鑑別所及び家庭裁判所による調査結果などを基にして、少年に対する保護処分の決定をします。

保護処分には、①少年院送致、②保護観察などがあります。

少年院送致決定を受けた少年は、少年院の中で、更生のための教育を受けます。

保護観察処分を受けた少年は、自宅で家族と一緒に生活しながら、学校に通ったり、仕事をしたりして更生を目指します。少年は、決められた約束事を守ることが必要で、保護観察官や保護司から、生活や友人関係などについて指導を受けます。

#### 3 幸夫に対する保護処分を考えるポイント

- ・ 幸夫を少年院送致とするか、保護観察とするかを決めるに当たっては、幸夫が社会の中で立ち直れるか、それとも、社会の中での立ち直りが難しいかがポイントになります。

まず、以下の内容を参考にして、幸夫に関する事情をできるだけ多く挙げてみましょう。

- ①事件を起こすまでに、どのような家庭生活や学校生活を送っていたのか。また、友人関係はどのようなものであったか。
- ②今回の事件を起こした理由やいきさつは、どのようなものだったか。
- ③今回の事件の被害の大きさは、どうだったか。(ケガの程度、精神的なこと、被害金額)

④今回の事件について、どのくらい反省しているか。

⑤今後、幸夫を指導監督できる人が周りにいるか。

- ・ 全ての事情を合わせてみて、幸夫を少年院送致にすべきか、保護観察にすべきかを考えてみましょう。

○年○科：非行や犯罪の防止

## 「正しい行動をする意志と勇気」ワークシートNo.4

年 組 番 名 前

真田幸夫の事件を通して、非行や犯罪について考えよう！！

1. 今までの授業を振り返って、幸夫は、なぜ犯罪を起こしてしまったのか。幸夫のどこに問題があったのか考えて見ましょう。また、どうしたら幸夫は犯行をふみとどまることができたか、もう一度考えてみよう。

|       |   |       |
|-------|---|-------|
| ～問題点～ | → | ～改善策～ |
|-------|---|-------|

2. 非行や犯罪に走ってしまった青少年たちに、自分のどこに原因（問題）があったのか聞いてみたところ、次のような原因があげられました。この中で、一番多いのは、どれだと思いますか。番号に○を付けよう。

【参考】 青少年の非行や犯罪の種類で多いものは…  
 第1位 窃盗      第2位 暴力      第3位 薬物

## 【原因】

- ①友人関係
- ②飲酒や薬物
- ③生活態度
- ④自分の性格
- ⑤ルールを守る気持ちや人との関わり方
- ⑥学校生活
- ⑦ひまなときの過ごし方

さらに詳しく…

3. あなた達は学校での校則、家でのルール、社会のルールの中で生活をしています。今までに自分が破ってしまったことは、どんなことですか。

[学校]

[家]

[社会]

4. なぜ、4のことをしてしまったのか？ 自分で振り返って、分析してみよう。

5. 自分が非行や犯罪に関わらないようにするためには、普段の生活の中でどのようなことを心がけていけばよいと思いますか。



圧倒的なデータ量に基づく詳しい説明。  
刑事司法の全体が分かる最良の書。



- ～過去10年間の特集テーマ～
- 平成14年 属人的色彩の強い犯罪の現状と動向
  - 15年 表裏する凶悪犯罪とその対策
  - 16年 犯罪者の処遇
  - 17年 少年非行
  - 18年 刑事政策の新たな潮流
  - 19年 再犯者の実態と対策
  - 20年 高齢者犯罪の実態と処遇
  - 21年 再犯防止施策の充実
  - 22年 重大犯罪者の実態と処遇
  - 23年 少年・若年犯罪者の実態と再犯防止

豊富な図表で分かりやすく解説。  
時代をとらえた特集。

こんな使い方もあります

- 裁判員に選ばれるときのために  
裁判員になるまで、なつてからの流れが分かる  
これまでの裁判員裁判の結果が分かる  
刑務所での生活や保護観察の内容が分かる
- 刑事司法や刑事政策に関する論文作成の参考文献として
- 総合学習や社会見学の参考資料として



もっと詳しく内容を知りたい方は  
**犯罪白書**をご覧ください。

- 書籍版 (より詳しいデータ所蔵のCD-ROM付)
- 電子版 (法務省ホームページに掲載)  
全文 (昭和35年版～) と概要 (平成11年版～)

犯罪白書  検索

- English version (White Paper on Crime)  
Editions 2000 - [http://hakusyo1.moj.go.jp/en/hendo\\_nfm.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/en/hendo_nfm.html)

# 日本の治安の実際を知る。 日本の刑事政策を考える。



## 犯罪白書って何？

犯罪の発生から検挙、裁判、そして、罪を犯した人の社会復帰までの全過程を統計データや資料をもとに解説します。



## 誰が何のために作っているの？

法務省法務総合研究所が毎年発行しています。

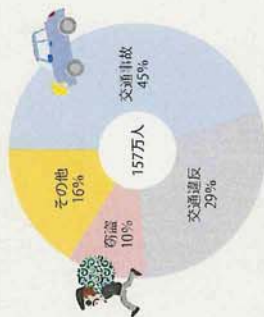
どんな犯罪が増えている？ 刑務所に入った人がどのくらい更生した？ などを知ることから犯罪対策は始まります。そうした疑問に答えるものとして、安全・安心な社会づくりに役立てていただきたいと思います。





### 事件の数

検察庁では、1年間で157万人の事件を扱います\*。  
そのうち4分の3は交通事故・違反です。  
次に多いのは窃盗です。



\*平成22年度の検察庁検事長官報告書より



— は事件の数、— は検挙された人数を表しています。  
検挙された人の4割以上は過去に検挙歴があります(再犯)。再犯をなくすることが安全・安心な社会づくりのためのポイントなのです。

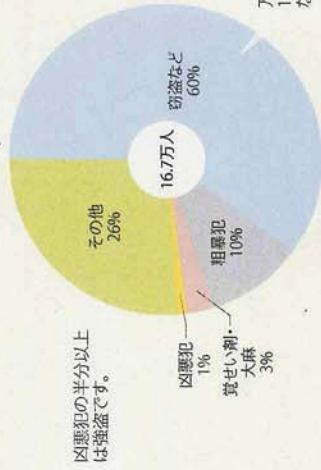
### 事件発生から罪を犯した人の社会復帰まで



### 青少年の非行・犯罪 —平成23年版の特集から—

#### どんな非行・犯罪が多いの？

青少年(30歳未満)の非行・犯罪は全体の40%を占めます。  
その多くは更生しますが、立ち直れないまま犯罪を重ねる人もいます。  
青少年の健全育成は安全・安心な社会づくりにとって大切なことです。

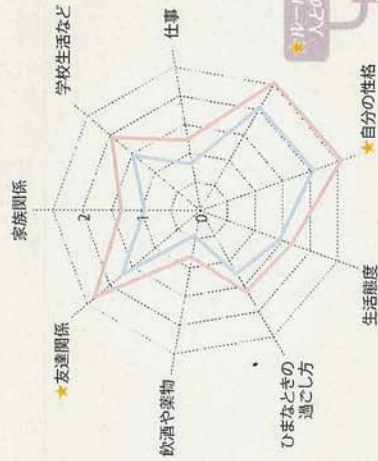


万引きや自転車盗が目立ちますが、18歳以上では、空き巣や車上ねらいなども増えています。

\*30歳未満の平成22年検察庁検事長官報告書より(交通事故と交通違反は含みません。なお、窃盗についての説明は、検察庁の統計に基づいています。)

#### なぜ非行・犯罪に走ったの？どこに問題があったの？

— 本人に聞いてみました —



\*非行や犯罪の原因・背景となる質問項目は6項目について、あてはまると思う回答数を回答総数に対して算出し、その平均値を出した。

★をつけた3つの点数が特に高いことから、自分の考え方や人との関わり方に問題があると感じている人が多いことが分かります。

法教育授業・教材

「正しい行動をする意志と勇気」

参考資料

3-01~02

## 【 Q&amp;A(教員用) 】

このQ&Aは、本補助教材を使って授業を行った先生方からの質問について、Q&Aの形式でまとめたものです。授業の参考になる資料が掲示されているホームページアドレスも記載してありますので、適宜ご参照ください。

Q 1 真田幸夫と武田はるきの罪の重さは同じですか、違うのですか。

A 1 同じです。

真田幸夫と武田はるきの二人とも、「強盗致傷」という同じ罪が成立し、かつ、「共同正犯（共犯）」という同じ責任に問われます。したがって、質問に対する答えは「同じ」です。

二人とも「共同正犯」（共犯といわれることもあります）以下では「共同正犯」といって説明します）となる理由を説明します。共同正犯とは、二人以上の者が共同して犯罪を実行することをいいます。

具体的には、複数の者が特定の犯罪を行うことを相談した上で、犯罪を成功させるために不可欠で重要な行為を分担し、それぞれの役割を果たした場合に、いずれも「共同正犯」となります。

バイクを使った2人組のひったくり事件における運転役とひったくり役について考えてみると、どちらがいなくてもひったくりは成功しないので、いずれも犯行を成功させる上で不可欠で重要な役割を果たしたといえます。

ですから、二人とも強盗致傷の「共同正犯」と評価されます。

Q 2 真田幸夫と武田はるきの場合、実際の少年審判（少年の場合）又は刑事裁判（成人の場合又は少年であっても刑事裁判で判断すべきとされた場合）で、保護処分の内容や刑の重さといった結果に差が出るのでしょうか。差が出るとすれば、どのくらい違うのでしょうか。（注：法律上、少年審判の結果は保護処分、刑事裁判の結果は判決と表現します）。

A 2 差が出ることは考えられます。

まず、その前提として法律上のことから説明します。

Q 1で説明したとおり、二人とも「共同正犯」と評価されますので、法律上、共犯者それぞれに、科すことのできる刑の範囲は同じです。したがって、法律上は、刑に差をつける必要はありません。

他方、「共同正犯」とは異なり、ある者の犯罪行為の手助けをしたにすぎない者（例えば二人がひったくりに使うと知りながらバイクを貸した者）は、「幫助犯」となり、法律上、「共同正犯」よりも軽い刑を科さなければならないこととされています。

次に、実際の審判や判決の結果について説明します。

実際の審判や判決では、共犯者間で事情が大きく異なる場合、刑の重さに違いが出ます。

バイクを使ったひったくり事件において、共犯者間の刑の重さに差が生じる事情(情



状ともいいます)としては、

- ① 上下関係の程度
- ② 犯行を計画したかどうか
- ③ 犯行の主要部分を担当したか
- ④ 強取した金をどのように分配したか (又はどのように分配する約束だったか)

などが考えられます。

これを本件について考えてみると、武田はるきについて考慮すべき情状としては、

- ① 後輩の真田幸夫を犯行に誘い込んだ
- ② ひったくり事件を起こすことを思いつき、計画を立てた
- ③ バイクの運転役という重要な役割を果たした
- ④ 奪った現金のうちの半分(2万円)を自分のものにした

などが考えられます。

真田幸夫について考慮すべき情状としては、

- ① ひったくりをしたきっかけは、先輩の武田はるきから誘われたことだった
- ② 犯行は計画していない
- ③ 被害者からハンドバッグをひったくるという重要な役割を分担し、被害者からひっぱり返されてもなお引っ張って被害者を転倒させ重大な結果を招いた
- ④ 奪った現金のうちの半分(2万円)を自分のものにした

などが考えられます。

このように見ると、武田はるきの方が、ひったくりを思いつき、計画を立て、真田幸夫を誘い込んだという面で悪いようにも考えられます。しかし、実際の犯行においては、真田幸夫も、ひったくりという重要な役割を果たしていますし、奪った現金の半分をもらっているという面では武田はるきと差がないともいえます。むしろ、真田幸夫が強く引っ張ったから、被害者が重傷を負ったという点では、真田幸夫の責任が重いとも考えられます。

このように、本件は、武田はるきと真田幸夫のそれぞれの情状のうち、どの点をどの程度重視するかによって、「真田幸夫と武田はるきの責任の重さは同じ」、「武田はるきのほうが責任がやや重い」、「真田幸夫のほうが責任がやや重い」など、様々な結論があり得る事案です。

いずれにしても、保護処分や判決に「正解」はありません。正解がない問題について、自分なりの考えをまとめ、他人の意見を聞き、最終的な結論を出す力を身に付けることが法教育の目的です。授業では、結論の内容のみならず、結論を出すに至る過程を重視していただければと思います。

Q 3 ワークシートN0.3の「保護観察処分とは…」という説明部分に、「専門家から立ち直るための指導を受ける」とありますが、具体的には、どのような指導を受けるのでしょうか。

A 3

#### 1 保護観察の方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。



## 2 指導監督

まず、指導監督について説明します。

- (1) 毎月、担当保護司や保護観察官の面接を受け、生活の状況を報告します。
- (2) 保護司や保護観察官は、遵守事項を守って生活・行動するよう必要な指示等を行います。

遵守事項とは、保護観察の期間中守るべき約束事で、例えば

- ① 健全な生活態度を保つこと
- ② 保護観察官及び保護司の指導監督を誠実に受けること
- ③ 保護観察官や保護司の面接を受けること
- ④ 保護観察官や保護司に生活の状況を申告すること
- ⑤ 保護観察所に届け出た住居に住むこと
- ⑥ 転居や旅行をする場合は保護観察所の許可を受けること
- ⑦ 飲酒しないこと
- ⑧ 賭け事をしないこと
- ⑨ 通学すること
- ⑩ 仕事をする事
- ⑪ 深夜徘徊しないこと
- ⑫ 暴走族に入らないこと

などがあります。

必要な指示とは、例えば

- ① 規則正しい生活をするようにしよう
- ② 悪い仲間と付き合わないようしよう
- ③ 被害者の気持ちを考えよう
- ④ 犯した罪の重さを認識すること

などがあります。

- (3) 特定の犯罪的傾向（性犯罪，覚せい剤事犯，暴力）を改善するための専門的処遇を実施します。

## 3 補導援護

次に、補導援護について説明します。

- (1) 適切な住居等を得られるよう、また、同所に住めるよう助けます。
- (2) 医療・療養，職業補導・就職，教養訓練を得られるよう助けます。
- (3) 生活環境の改善・調整，生活指導等を行います。

参照ウェブサイト [http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hogo01.html#01](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01.html#01)

（法務省ホームページ「更生保護とは」）

Q 4 ワークシートN0.3の「少年院送致とは…」という説明部分に、「少年院の中で、立ち直るための教育を受ける」とありますが、具体的には、どのような指導を受けるのでしょうか。

A 4

- 1 少年院とは

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う施設です。

## 2 教育の方針と流れ

少年院においては、在院者の特性及び教育上の必要性に応じた教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの個性や必要性に応じて、家庭裁判所や少年鑑別所の情報や意見等を参考にして個別的処遇計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。

## 3 教育活動の内容

少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のあるさまざまな教育活動が行われています。その指導領域は、生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育及び特別活動から成り立っています。

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 生活指導  | 健全なものの見方、考え方及び行動の仕方の育成   |
| 職業補導  | 勤労意欲の喚起、職業生活に必要な知識・技能の習得 |
| 教科教育  | 学習意欲の喚起、基礎学力の向上          |
| 保健・体育 | 健康管理及び体力の向上              |
| 特別活動  | 自主的活動、レクリエーション、行事等の実施    |

参照ウェブサイト：[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_kyouse04.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse04.html)  
(法務省ホームページ「少年院」)

Q 5 ワークシートN0.4に「非行や犯罪に走ってしまった青少年たちに、自分のどこに原因（問題）があったのか聞いてみたところ、次のような原因があげられました。」とありますが、出典の資料を教えてください。

A 5 法務省の法務総合研究所が出している犯罪白書（平成23年版）です。下記のウェブサイトでは、犯罪白書の全文とともに、平成23年版「法教育用リーフレット」が載っています。（本教材2-4-02）印刷して学校でご利用下さい。

参照ウェブサイト：[http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_hakusho2.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html)  
(法務省ホームページ「犯罪白書」)

## アンケート

実施庁

○法教育授業のための教材「正しい行動をする意志と勇気」

1 実施

|               |   |   |
|---------------|---|---|
| 実施日時          | 〔 | 〕 |
| 実施した学校        | 〔 | 〕 |
| 実施した学年        | 〔 | 〕 |
| 実施した科目        | 〔 | 〕 |
| 実施した時間数       | 〔 | 〕 |
| 担当検察官         | 〔 | 〕 |
| 担当教員          |   |   |
| その他の協力者（弁護士等） |   |   |
| 〔             |   | 〕 |

2 内容

授業の結果を踏まえ、改善すべき点を自由に記載してください。

3 感想

授業を受けた生徒の主な感想を記載してください。

授業を担当した教員、検察官の感想を自由に記載してください。

※授業終了後、最高検企画調査課（FAX03-3592-7692）まで送信してください（添書不要）。